

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併に関する事前備置書面)

株式会社マクロミル

吸収合併に関する事前開示書面

令和 元年 11 月 14 日

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
株式会社 マ ク ロ ミ ル
代表執行役 スコット・アーンスト

株式会社マクロミルによる株式会社エムプロモの吸収合併に係る事前開示
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

株式会社マクロミル（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）と株式会社エムプロモ（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、令和元年 11 月 14 日それぞれの取締役会において、令和 2 年 1 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）をすることを承認しました。下記のとおり本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 の合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。本合併により、吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額は増加しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示します。

以上

(別紙 1)



吸収合併契約書

株式会社マクロミル（東京都港区港南二丁目 16 番 1 号。以下「甲」という。）及び株式会社エムプロモ（東京都港区港南二丁目 16 番 1 号。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第 3 条において定義する。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は、本合併により乙の権利義務の全部を承継する。

第 2 条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その保有する乙の株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第 3 条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020 年 1 月 1 日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 5 条（株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について同法第 785 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行う。

第 6 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為を行おうとする場合は、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第7条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本合併の目的の達成が著しく困難になった場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2019 年 11 月 14 日

甲： 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号

株式会社マクロミル

代表執行役 スコット・アーネスト



乙： 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号

株式会社エムプロモ

代表取締役 佐々木 徹





(別紙 2)

計算書類

第8期

自 2018年7月1日
至 2019年6月30日

株式会社 エムプロモ

重要な会計方針に係る事項に関する注記

I. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 消費税の会計処理

税抜方式によっています。

2. 発行済み株式数

普通株式・・・500株

貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	394,191	流 動 負 債	152,657
現 金 及 び 預 金	261,191	未 払 金	128,027
受 取 手 形 金	18,571	未 払 費 用	1,114
売 掛 金	114,497	前 受 金	1,404
未 収 入 金	233	未 払 消 費 税 等	3,914
前 払 費 用	25	未 払 法 人 税 等	14,996
貸 倒 引 当 金	△ 327	賞 与 引 当 金	3,200
		負 債 合 計	152,657
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	241,533
		資 本 金	25,000
		利 益 剰 余 金	216,533
		その他利益剰余金	216,533
		繰越利益剰余金	216,533
		純 資 産 合 計	241,533
資 産 合 計	394,191	負 債 ・ 純 資 産 合 計	394,191

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2018年 7月1日から
2019年 6月30日まで

(単位:千円)

	金	額
I 売上高		649,377
II 売上原価		495,283
売上総利益		154,093
III 販売費及び一般管理費		96,657
営業利益		57,436
IV 営業外収益		
受取利息	2	
雑収入	0	2
経常利益		57,438
税引前当期純利益		57,438
法人税・住民税及び事業税	22,073	
法人税等調整額	-	22,073
当期純利益		35,365

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2018年 7月1日から
2019年 6月30日まで 〕

(単位: 千円)

【株主資本】 資本金	当期首残高	25,000
	当期変動額	-
	当期末残高	<u>25,000</u>
利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	当期首残高	181,168
	当期変動額	
	当期純利益	<u>35,365</u>
	当期末残高	<u>216,533</u>
利益剰余金合計	当期首残高	181,168
	当期変動額	
	当期純利益	<u>35,365</u>
	当期末残高	<u>216,533</u>
株主資本合計	当期首残高	206,168
	当期変動額	
	当期純利益	<u>35,365</u>
	当期末残高	<u>241,533</u>
純資産の部合計	当期首残高	206,168
	当期変動額	
	当期純利益	<u>35,365</u>
	当期末残高	<u>241,533</u>

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

附 属 明 細 書

第8期

自 2018年7月1日
至 2019年6月30日

株式会社 エムプロモ

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
無形固定資産	のれん	20,000	—	—	20,000	20,000	1,855	—
	計	20,000	—	—	20,000	20,000	1,855	—

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	3,200	3,200	3,200	—	3,200

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
給 与	59,585	
賞 与	624	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	3,200	
法 定 福 利 費	9,083	
採 用 費	2,964	
消 耗 品 費	133	
租 税 公 課	22	
旅 費 交 通 費	3,249	
通 信 費	353	
支 払 手 数 料	1,621	
振 込 手 数 料	183	
業 務 委 託 費	12,000	
販 売 促 進 費	360	
接 待 交 際 費	36	
会 議 費	26	
レ ン タ ル 料	631	
支 払 報 酬	601	
諸 会 費	1	
新 聞 図 書 費	122	
のれん償却費	1,855	
計	96,657	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

私、監査役は2018年7月1日から2019年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役等から職務の執行状況を聴取し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

2019年8月7日

株式会社エムプロモ

監査役 小田原 隆行 印